

○50番 織田勝久 おはようございます。私は、民進みらい川崎市議会議員団を代表して、平成29年第1回定例会に提案されました施政方針、予算案を初めとする諸議案並びに市政一般について質問をいたします。

さて、当時中学1年生でありました上村遼太君が、多摩川の河川敷で殺害された事件から早くも丸2年が経過をいたしましたわけであります。少年による残虐な犯行が、本市と社会に与えた衝撃は甚大なものでございました。少年たちを取り巻く地域社会のあり方を再考せざるを得ない契機となった事件でしたが、あわせて、家庭や学校での少年たちの生活環境の格差の問題が改めて顕在化した、そのような事件でもあったわけであります。そして、この生活環境の格差は、被害者、加害者それぞれの家庭に通底している貧困問題と密接に関連していることがまた明らかになりました。2014年10月に公表されました国連児童基金——ユニセフの報告では、日本の格差、いわゆる貧困ギャップは、先進国41カ国の中で8番目に大きいとのことでありました。つまり、最も貧しい家庭の子供が、他の多くの先進国に比べて厳しい状況に置かれているということの意味しており、6人に1人が貧困層という子どもたちの貧困の広がりだけでなく、貧困の深刻さも、またあわせて指摘された事態であります。これまでも我が会派は、子どもたちが自分自身で未来を切り開く力をつけなければ貧困問題は解決できない、切り開く力をつけるのは教育であるとの強い思いを持って議会での質疑を行ってまいりました。貧困の連鎖を断ち切り、将来に夢と希望を持って積極的に充実した人生を送ってほしい。生まれた環境や門地によらず、本人の努力によって自己実現を図ることのできる健全な社会を目指すことが政治の使命であると考えているわけであります。子どもたちは、社会の担い手へと成長します。健やかな育ちを応援することは未来への投資であり、その中核の手段は教育であると確信しています。教育は、何より未来への投資であり、国力の基盤をなすのはいつの世も教育であるとの、ある先達の言葉を書物で読んだ記憶があります。希望と活力に満ちた川崎市の将来のためにも、子どもたちの将来への投資が十分に配慮された平成29年度の予算案であるのか、また、上村君事件の反省が生かされている予算であるのか、そのような思いを強く秘めながら、以下質問をしてまいります。

まず、平成29年度予算案について伺います。平成29年度予算の説明資料によれば、平成28年度、国の第2次補正を受けて平成29年度予算を一部前倒し、3月補正で約185億円を計上して、切れ目のない予算編成を実施することとしております。平成28年度に示された収支フレームによれば、平成29年度は減債基金から新規借入れを191億円と想定しましたが、185億円を平成28年度補正で前倒ししても、新規借入れを185億円とする予算編成となった要因の具体的な内容について伺います。次に、平成29年度予算編成で明らかになった収支変動要因を収支フレームに加えた今後の収支状況では、収支不足想定が2年先送りされ、平成33年から解消されるとしています。さきに示された減債基金元金の平成34年から20億円を返済する計画に変更はないのか伺っておきます。次に、平成29年度各会計歳入歳出予算説明資料によれば、平成29年度納税者調定見込み数を平

成28年度より1万8,056人増の79万4,856人と見込んでおりますが、その算定根拠について伺います。あわせて、算定税額の1人当たりの所得割額の増減について、経済状況を含め、どのように試算したのか伺います。次に、県費負担教職員の市費移管に伴い、新たに分離課税所得割交付金及び県民税所得割臨時交付金が創設されました。従来の説明では、平成29年4月1日より個人住民税所得割分2%が新たに市民税として移譲されるとしてきましたが、それぞれの交付金の具体的な内容について伺います。あわせて、それぞれの制度の実施期間について伺います。加えて、この新たな交付金新設は、政令市のある道府県共通の扱いなのか伺います。また、平成29年度事業費560億円のうち、税源移譲分393億円、国庫負担金等136億円、交付税措置等で31億円と見込んでいます。本市は、平成28年度政令指定都市では唯一普通交付税の不交付団体となりましたが、税源移譲の交付税措置等への影響について伺います。

次に、予算の流用について伺います。昨秋の決算議会で川崎市予算及び決算規則から逸脱した過度な予算流用について指摘をし、関係局からは改善する旨の答弁があったところであります。とりわけ、健康福祉局における貸付金等の取り扱いについては、当初の事業目的からかけ離れ、長年流用財源になっている事業費についての改善を求めてきましたが、平成29年度予算ではどのような対応をとられたのか伺います。

また、同じく指摘した指定管理料の流用について伺います。予算承認のわずか2週間後となる新年度初日に、議会への報告もなく、節間流用のもと、年度協定書等に記載のない業務へ指定管理料を上乗せしていた実態を厳しく指摘いたしました。健康福祉局は再発防止に努めるとの答弁でしたが、どのようにチェックを行ってきたのか伺います。予算の流用については、財政局長より、平成29年度予算編成において一層の精査と改善を要する事項についてはしっかり対応する旨の答弁をいただいております。全庁的にどのように周知し改善されたのか、具体的に伺います。次に、債務負担行為に関連して伺います。一般会計、特別会計、公営企業会計それぞれに活用しております。これは歳出予算でない予算とも言われ、あらかじめ予算でその限度額を事項ごとに期間を限定して定めるものでありますが、将来の歳出予算に計上することを義務づけることから、慎重な運用と議会への情報提供が必要と考えます。予算書を見ても、通称ゼロ債務を初め、契約期間における全体像並びに年度ごとの事業内容及び支出の状況がわかりません。年度ごとの事業の詳細及び進捗状況がわかる附属資料を添付すべきと考えますが、対応を伺います。債務負担行為の契約には、損失補償や債務保証など金額が確定しないものも運用上可能であります。現状の運用上の注意点、さらに外郭団体が金融機関から融資を受ける際の注意点について伺います。関連して、継続費の活用について伺います。大規模な工事などで2年度以上にわたって代金を支払う場合、あらかじめその経費の総額と年割額を事業ごとに定めておくことができる仕組みです。継続費に計上すれば、初年度に総額で契約することができます。本年度予算案では、病院事業会計の井田病院再編整備事業で活用されております。債務負担行為でも複数年度契約の機能が果たせるので、

継続費の利用が少なくなっておりますが、契約期間の年度ごとの事業内容がより明確な継続費を積極的に活用するよう見直すべきと考えます。見解を伺います。

次に、教育予算に関連して何点か伺います。まず、川崎市高等学校奨学金補助金について伺います。平成29年度は、平成28年度不足した額を上乗せして計上されております。しかし、申請者数は年度ごとに異なり、該当者数が予算を上回った場合の対応が明確ではありません。支給予定額が当初予算額を上回った場合の財源の確保について伺います。次に、教職員定数についてですが、少人数指導や35人学級に対応した学級編制は、任命権者により弾力的に運用でき、今後は本市が国と協議することになります。習熟の程度に応じた指導の推進や、教職員が一人一人の子どもと向き合う時間の確保のためにも、本市としても定数改善措置を積極的に活用していくべきと考えます。見解を伺います。次に、教職員が療養休暇や産休などに入った場合に、臨時的任用教職員が配置されずに欠員が生じている現状について伺います。代替教職員のための事前登録者が年度の終期に不足し、若い教職員がふえ、今後も産休代替等の増加が想定されることから、新たな対策を打ち出すべきと考えますが、対応を伺います。

次に、包括外部監査からの指摘による黒川地区小中学校新築事業について伺います。本案件は、はるひ野小中学校の維持管理、運営にかかわるPFI事業であり、本市とSPC——特定目的会社との間で、平成18年8月から平成35年3月まで交わされている契約案件です。また、これまでも児童生徒の増加により、たびたび契約変更の議案が提出されてまいりました。今回の包括外部監査人からの指摘は、本市がSPCに対して行うモニタリング対象事業の実施計画、いわゆるモニタリング実施計画が、事業契約書には作成することが前提条件となっているものの、実際には契約当初の平成18年より作成されていなかった不備を指摘されたものです。この指摘が事実とすると、我が会派は、平成26年第2回定例会において本案件の議案が提出された際、モニタリングについての状況を教育委員会に質疑いたしておりますが、実態は、局内で再認識していなかったこととなります。これは、議案審査にかかわる不十分な議会答弁であるとともに、議会からの指摘事項を真摯に受けとめていないどころか、教育委員会の不作為ではないのか。また、今後開始される中学校給食事業の附帯決議にもモニタリングの徹底が盛り込まれておりますが、現状のような認識では今後の対応に不安が残ります。まず、市長は、包括外部監査人からの指摘を受け、早速教育委員会へどのような指示を出したのか伺います。

また、モニタリング実施計画を策定していなかった原因究明と再発防止策を速やかに実施することを求めます。これは、教育長に対応を伺います。

さらに、我が会派は、平成27年第5回定例会で指定管理者制度、PFI事業に関してのモニタリングの重要性を訴え、制度に伴う業務を横断的に統括する専門部署を設ける必要性を提案したところ、来年度までに民間活用を一元的に担う執行体制の整備を当局より答弁をいただいております。現在の進捗を総務企画局長へ伺います。

次に、県立川崎図書館の移転問題について伺います。県立川崎図書館移転に係る諸問題について、県教育委員会と本市教育委員会の調整会議設置についての協定書が取り交わされたと仄聞します。今後の神奈川県との協議スケジュールについて伺います。次に、協定の内容についてですが、蔵書の規模は、9月定例県議会で3分の2はK S P、残りは外部保管という報告がされています。市民から、蔵書は分散すべきでないという声がありますが、対応を伺います。さらに、科学に関わる児童図書コーナーを川崎市立図書館に移管したいとの報告がありましたが、対応について伺います。次に、現在、K S Pは神奈川県の産業政策の転換により、新たな独立行政法人へと移行しようとしています。そうした中で、産業政策の一環としての新しい図書館像が求められています。産業系の児童図書はもとより、これまで宇宙科学関連の企画展など、県立川崎図書館だからこそ可能となったものは数多いと言えます。県立川崎図書館のレガシーを引き継ぐべきと考えますが、見解を伺います。

次に、子どもの貧困対策と格差の是正の取り組みについて伺います。現在、子どもの貧困対策に資する実態把握調査である川崎市子ども・若者生活調査が行われております。年度中に分析結果も含めて報告されるということですので注目しているところで、可及的速やかな報告を求めておきます。さて、国の子供の貧困対策に関する大綱に示された指標の改善に向けた当面の重点施策には、学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開との項目が、教育の支援施策のまず第1に挙げられております。これまでも学習支援とスクールソーシャルワーカーの活用を指摘してきました。生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業補助金についても積極的に活用していく旨の答弁を既にいただいているところであります。学習支援事業補助金の活用を初め、学習支援の充実強化の視点から、平成29年度予算への事務事業の反映状況を、これは教育長に伺います。

次に、地域防災の推進について伺います。災害・危機事象に備える対策の推進として、防災訓練を全区で複数回実施するとしています。具体的な検討体制と実施に向けたスケジュールを伺います。また、訓練に当たっては、それぞれ行政区の地域特性を踏まえ、さまざまな状況を想定し実践的に行うとしています。これまでの訓練と比べ、具体的にどのような違いを打ち出すのか見解を伺います。次に、これまでも指摘してきた浸水想定への対応について伺います。答弁では、国から詳細なデータが示され次第、ハザードマップの改定や洪水からの避難の考え方等を市民に提示するとしてきました。現在の進捗と今後の取り組み及びスケジュールについて伺います。

避難の考え方の部分については他会派の答弁で理解いたしましたので、答弁は結構です。

また、浸水想定を示されていない河川への対応も伺います。

さらに、周知については、対象となる町内会や事業所等へのきめ細やかな説明及び対応を求めてきました。出水期に間に合うよう取り組みを図るべきと考えますが、見解と

対応を伺います。この部分につきましても他会派の答弁で理解いたしましたので、答弁は結構でございます。

また、洪水における指定緊急避難場所については、現在は学校がほとんどで、収容できる人数にも限界があり、民間企業等との連携を早急に進めるべきです。見解を伺います。次に、昨年8月の台風で、岩手県の高齢者施設で入所者が多数死亡した災害被害を受け、国土交通省は、高齢者や障害者、乳幼児らが利用する施設に避難計画の作成を義務づけるとの報道がありました。同省によると、昨年3月末時点で実際に計画を作成したのは全国3万1,208施設のうち2.3%となっており、本市でも作成に向けた支援が欠かせません。現状の取り組みと今後の対応について伺います。

次に、指定避難場所となる学校施設ですが、コンクリートづくり等の老朽化した擁壁や、北部を中心に避難経路が傾斜地といった移動の安全性確保など、その検証及び調査点検について、見解と取り組みを伺います。

また、避難所運営会議では、避難所として体育館のみを想定するところも多くあると仄聞します。発災時、体育館のみで開設するのか、あるいは教室を含め開設するのかにより、行うべき訓練も違います。行政と避難所運営会議、学校との間で調整が必要と考えますが、現状と今後の取り組みについて伺います。次に、川崎市備蓄計画改定案について伺います。熊本地震の教訓を踏まえ、この代表質問でも指摘した備蓄量や資器材の見直し、防災テントの機能を有するテント型プライベートルームの整備など、拡充について一定の評価をするものの、その管理や流通在庫備蓄に関する協定内容の検証については具体性に乏しい面も否めません。まず、地域が主体となるように促す公的備蓄物資の管理についてですが、品目の確認など現状の取り組み方法と、その主体及び課題点について伺います。また、そういった現状を踏まえ、地域住民や関係機関と協議しマニュアルを作成するとしています。公的備蓄を備える175カ所について、いつまでにその策定を行うのか見解を伺います。さらに、流通在庫備蓄に関する協定内容の検証についても、いつまでにどのような内容を検証していくのか伺います。また、その分析結果や報告を市民、議会に対してどのように行っていくのか見解を伺います。次に、ことしの上半期を目途に策定されている災害時受援マニュアルについて、この検証内容により見直しが必要と考えます。対応及び現在の進捗状況について伺います。次に、モデル事業の推進を促してきた感震ブレーカーについてですが、今後、全市的な普及促進策をどのように展開していくのか見解を伺います。他都市では、設置費の補助制度を設け普及啓発を図る自治体もあります。本市への制度導入について見解を伺います。

次に、行財政改革の取り組みに関連して伺います。我が会派は、これまで現行の行財政改革プログラムの課題として、質的改革の定量的な評価が困難なこと、従前からの継続事業が多いこと、スクラップ・アンド・ビルドの観点が欠けていることなどを継続して指摘してきました。まず、平成29年度予算案では、全会計41億円の財政効果を確保したとありますが、民間委託や市民サービスの再構築等、市民生活に負担を転嫁するもの

でなく、本市独自の取り組み——自助努力として得た行財政改革の効果額をお示しく下さい。また、行財政改革の効果額を、効率的・効果的な事業推進や経営の健全化など抽象的な文言で表現している事業の成果や検証をどのように図るのか伺います。新年度には、行財政改革を含む事業の洗い出し、いわゆるスプリングレビューが行われると仄聞しています。具体的な内容を伺います。現在、附属機関である行財政改革推進委員会では、総合計画第1期実施計画の事務事業・施策評価と連携した行財政改革プログラムの取り組み評価シートが示されました。極めて読みにくいものであるとともに、当事者評価の場合には、評価が甘くなるケースや主観的になる懸念も、既に推進委員会より指摘されています。最終的な評価者である市民に対してわかりやすい資料づくりが求められます。対応を伺います。現行の行財政改革プログラムでは176の改革課題が示されており、成果指標を掲げているものはわずかに45項目です。事業により指標を掲げているところと掲げていないところが混在しています。推進委員会では、質的改革を掲げるのであれば、少なくとも質的改革を掲げる職員自身が成果指標を考えられない職員であっては困る、活動指標そのものが提示できないという状況であるとすれば、質的改革の実効性が問われるという意見も上がっています。平成29年度中に策定予定の次期行財政改革プログラムでは、これまでの議会や委員会からの指摘をどのように反映させるのか、見解を伺います。

次に、市職員の再就職について伺います。文部科学省による組織的な天下りあっせんの実態が大きな社会問題になっております。これまでの間、我が会派は、出資法人から出資法人への再々就職に関して、前副市長があっせんしていた実態や、市退職幹部職員が社会福祉法人理事長に就任している団体からの指定管理料の働きかけなど、離職後2年間であれば法律に反する実態を議会にて明らかにしてきました。市長は、現在でも一般論としての天下りは本市には存在せず問題はないという認識であるのか、再就職に関する認識と対応を改めて伺っておきます。

制度設計については、より透明性と客観性を担保した制度の構築を提言しております。また、要綱や指針に明記されているルールを遵守することもあわせて求めています。さきの議会において、総務企画局長は、他都市の状況の調査研究を行うと答弁されました。いつを目途に調査を開始し制度の改善を試みるのか伺います。本市の指針を逸脱している出資法人役員について伺います。1月中をめどに、ルールを逸脱している理由及び今後の解消見込み等について改善を要請するというものであります。人事部長が出資法人へ訪問されたということですが、結果を伺います。次に、指針第3項に明記されている任期及び在職期間の限度については原則65歳までですが、主要出資法人等に限られたものであり、社会福祉法人へは適用されません。市職員が社会福祉法人等へ再就職する場合、現職時のノウハウを生かし、対外折衝等において有益な面がある一方で、市OBからの働きかけの抑制やプロパー人材の育成などがなおざりになる懸念が生じます。課長級以上の社会福祉法人等への再就職について、過去5年の状況を伺っておきま

す。

次に、包括的な連携協定について伺います。既に企業や大学等と300件近くの協定と覚書が締結されていると仄聞します。福田市政が発足して以来、締結件数が急増している印象であります。まず、現在の締結件数について伺います。さらに、連携協定期間の有無について、明確な期間の定めのない件数について伺います。次に、連携協定を締結している企業等に本市の事務事業を委託または契約等している件数を伺います。あわせて、選定方法について、入札方式か随意契約か伺います。次に、平成27年6月に包括的な連携協定の締結に当たっての確認事項等についての通知が出されましたが、協定の締結に当たってのルールが明文化されたわけではありません。締結の目的、対象及び範囲の妥当性、相手方の選定の合理性、連携協定期間の明確性などのルール化が必要と考えますが、対応を伺います。次に、いまだ全庁的に連携協定の実態や目的、成果等を把握、検証するセクションが不在です。全庁的に一元的な管理体制を構築する必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、東京オリンピック・パラリンピックを見据えた本市の取り組みについて伺います。大会の開催や英国事前キャンプ地としての取り組みを契機に、外国の方との触れ合いや文化交流を通じた共生社会の理念の推進、ボランティア精神の醸成、また、子どもたちの健全育成にも貢献することが期待されています。東京都では、副読本を作成し、全小中学校の児童生徒に配付し活用するとのことですが、オリンピック・パラリンピックの精神や価値を子どもたちに伝える本市の取り組みについて伺います。これらを機会に、スポーツの専門家や語学にたけた方だけでなく、ボランティアとしてかかわりたいとの声が市民から寄せられています。市民へのニーズ調査等を行うべきです。見解と対応を伺います。また、募集内容や期間、育成体制等、現状想定される取り組みについても見解を伺います。次に、この取り組みにおける成果指標についてですが、その具体的な数値目標の設定など今後の課題です。かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョンへの反映について、見解と対応を伺います。

関連して、かわさきパラムーブメントについて伺います。この取り組みについてはまだまだ認知度が低く、内容も市民に十分浸透されておりません。施策の一部は実施されているものの、その広がりには欠けています。理念の浸透も踏まえた今後の展開について伺います。あわせて、周知、広報についても工夫が必要ですが、取り組みを伺います。この部分については他会派の答弁で理解しましたので、答弁は結構でございます。

また、この施策を進める上で、スポーツ環境の整備が急務です。我が会派は、障害者スポーツ文化センターである横浜ラポールを視察してまいりました。この施設は、障害者スポーツができるという単一施設として機能が完結するものでなく、他の機関や施設、組織団体と連携し、幅広い障害者が広く活動できるよう、既存資源の組織化や不足する資源の開発を行うことで、当事者やその家族の生活の質の向上に寄与する目的で設立されております。障害者スポーツのノウハウを四半世紀にわたって蓄積し、得られた

知識や経験を他施設で生かす体制が既に構築されております。施策推進、川崎らしいレガシーの形成の観点からも、今述べましたような役割を担う施設の整備が欠かせません。見解と今後の対応を伺います。あわせて、他の政令指定都市での整備状況も確認しておきます。また、施政方針に示され、予算面においても障害者スポーツの普及促進が拡充されていますが、具体的な取り組み内容を伺います。また、組織改正について、市民スポーツ室に企画調整担当とスポーツ事業推進担当を新設すると仄聞しますが、その役割についても伺っておきます。

次に、ヘイトスピーチ対策について伺います。本市は、喫緊の課題として人権施策推進協議会に優先的に審議を依頼し、協議会では昨年12月27日、報告書として、1、公的施設の利用に関するガイドラインの策定、2、インターネット上の対策、3、制定すべき条例の検討を提言しました。まず、この提言についてどのように受けとめているのか市長に伺います。記者会見では、市長は任期中に策定すると明言されておりますが、策定スケジュール、パブリックコメント手続、議会に示す時期について伺います。

次に、インターネット上の対策についてですが、協議会では削除要請すべきという提言内容です。本市の検討内容について伺います。次に、条例についてですが、まず、基本的な考え方として、ガイドラインを補完する条例を制定し、人権全般の条例とすべきと報告されています。検討の方向性について伺っておきます。

次に、区予算と区長権限に関連して伺います。平成27年度予算から、局区連携事業と区独自事業との事業区分をなくし、さらに事業費の一律枠を撤廃し、積み上げ方式に改められました。区長権限のもと、区の地域特性に応じて、みずからの裁量により総合的、横断的に判断して執行できる区予算を確保できることになったとしています。区長権限で活用できる地域課題対応事業費については、事業局が取り組むべき課題と、区役所が地域課題として取り組むべき課題との役割分担や、事業局の受けとめ方に温度差が見られることが課題となっていると区役所改革の基本方針にも指摘されているところがあります。昨年も申し上げましたが、運用の根幹にかかわる問題です。この1年間、どのように解決を進めてきたのか伺います。また、同じく昨年の質疑で、局区間調整に関する職員の意識改革について、仮称区役所に関する情報共有の推進に関する要綱の制定等により、庁内の情報共有を一層推進し、局区間の役割分担の明確化を図るとの答弁をいただいております。この取り組みについても経過を伺っておきます。次に、地域性や突発的な事故発生などにより、区役所ごとに異なる課題に対応する予算については、区の実情に合わせて柔軟な対応も可能とする執行手法についても検討を行うとのことですが、まことに時宜を得た内容です。検討内容を伺います。次に、地域特性に応じた事業のあり方について伺います。現在は、全市的な施策の枠組みの中で地域課題対応事業を実施しています。地域特性を重視する余り、区の事業スキームが全市的な施策の枠組みにおさまりに切らない懸念があります。この場合の対応を伺います。次に、区役所の企画部門の強化、すなわち企画立案、事業調整、事業の執行管理を受け持つ人材の確保につ

いても、その方策を昨年伺いました。区役所の企画部門の強化にもつなげるとの答弁をいただきましたが、この間どのようにこの取り組みを進めてきたのか、内容を具体的に伺います。次に、平成29年度の地域課題対応事業を区ごとに比較してみると、地域課題対応その他事業に予算のばらつきが見られます。事務経費だけを計上している区と事業費として計上している区がありますが、これは区長の区課題解決に対する問題意識の積極性が大きく反映される事業費の活用の仕方の違いであると理解をいたしました。地域課題対応その他事業の予算運営上のルールについて確認をしておきます。

次に、地域包括ケアシステムについて伺います。昨年4月に各区役所に地域みまもり支援センターが設置され、地域包括ケアシステムの構築に向けた土台づくりが行われております。この1年、地域みまもり支援センターが設置されたことによる変化や各区の特徴的な取り組み、今後の課題、展望について伺っておきます。次に、各区の地域みまもり支援センターに聞き取り調査をしたところ、地域に愛着を持てるようになってきた、保健師の直接の訪問に対し好感触と信頼度が上がるなどの意見がある一方で、地域包括ケアシステムのことを知らない人が多い、若い世代をどのように取り込んでいくかなど、裾野を広げる方法や、地域の方との接点をどのようにふやしていくのかという課題、さらには、地域とのかかわりが必要な部署は3から5年周期で人事異動するので地域とのつながりが育たない、職種や職員数、特に保健師が不足しているという課題などもありました。これらの課題を全庁的に解決していくことが必要です。対応を伺います。次に、在宅医療と多職種連携の推進について、この1年の取り組みの成果を伺っておきます。

次に、歯科保健事業における新たな健康づくりの取り組みについて伺います。そもそも議会が求めてきた制度設計は、他都市におくれをとってきた、自己負担を伴わない母子保健としての妊婦歯科健診事業であります。他政令指定都市は、母子保健の一環として当然自己負担を求めておりません。自己負担額を設定しない場合に増額となっている本市負担額はどの程度か伺います。次に、自己負担額の捉え方についてですが、平成27年実施の歯科健診に対する意識調査を根拠としております。本調査は、あくまでも受診費用を伴う定期歯科健診を前提にしており、事業導入に当たって、いわゆる母子保健としての妊婦歯科健診と比較した意見聴取などは一切行っていないわけであります。実施開始までに、自己負担を初めとする制度設計につき、対象者に対し意見聴取の機会を設けるべきですが、見解を伺います。次に、今回の施策スキームについて伺います。歯科健診とともに、健康づくりの動機づけを図ることを目的に、具体的なアクションの呼びかけを行うこととしており、まず、この具体策を示すべきと指摘をいたしました。具体的な取り組みについて伺います。次に、この健診事業は、あくまで健康づくりのきっかけを与えるにすぎず、その後の具体的な生活習慣の改善や他の成人検診の受診率向上といった着実な事業効果の発現、そして、その効果の測定を可能とする体制の構築が不可欠です。今回、事業費として既存の成人検診システムの改修費用を計上しています。

それら受診履歴との連動性の分析、定期歯科健診及び禁煙外来受診の有無等、事業対象者に継続した実態調査を行うべきです。見解と対応を伺います。さらに、事業効果の検証ができる目標値の設定を行うべきです。これについても見解と対応を伺います。次に、受診率向上につながるとする付加サービスの活用について伺います。現在検討をしている内容を伺います。委員会資料では、野菜や離乳食などの宅配料を無料にするとしていますが、この例示も含め、特定企業の宣伝や利益誘導につながる懸念はないのか伺います。また、このことを本市事業として推奨することの目的を確認しておきます。

次に、保育施策について伺います。まず、2次利用調整が終了した段階での保留児童数と最終的な待機児童数の見込みを伺います。次に、幼稚園における保育ニーズへの対応について伺います。8時間以上の延長保育を前提に40園分の予算が計上されていますが、小規模保育事業所を利用する保護者の抱える3歳の壁の課題解決などの意味合いも含め、待機児童の受け皿としての役割と、待機児童対象とみなす想定児童数について、それぞれ伺います。今後の預かり保育を行う幼稚園の増園計画と、うち保育所の開園時間と同等の11時間以上の幼稚園の増園計画についても伺います。次に、保育所と幼稚園それぞれの事業者の幼児教育にかかわる熱意には差がないと理解しているところです。しかし、運用上の制度設計が異なるとはいえ、運営費に関する公費の負担割合と負担額に大きな差があるのは課題と認識しています。公費負担の実態についての比較を伺います。

次に、現在は政令指定都市で最も出生数の多い本市ではありますが、近い将来に少子化に向かうことが想定されています。いまだ極端に保育所が不足している行政区や、充足しつつある行政区など、地域の実態に合ったきめ細かい政策へと移行していくことが必要と考えますが、市長に伺います。あわせて、これからの認可保育所及び入所希望者数の整備目標について、これも市長に伺います。次に、毎年度厳しさが増す一方の保育士確保策について伺います。施政方針では、保育士確保に向けた民間保育所への支援として、保育士修学資金等の貸付補助や、保育士宿舍借り上げ支援の対象範囲の拡大を挙げています。隣接の東京都では、現在より月額2万1,000円を上乗せし、平均4万4,000円を給与補助する方針を打ち出しました。保育士の確保について自治体間競争が懸念されるようですが、見解を伺います。あわせて、平成29年度に必要な本市の保育士の新たな増員数と確保の見込み人数についても、それぞれ市長に伺います。

次に、横浜市営地下鉄3号線の延伸について伺います。横浜市では、これまで航空測量を含めた概略の調査を行ってまいりました。次年度からは、事業主体である横浜市交通局も、駅施設の具体化や工法など、主にハード面の整備に伴う事前精度を上げる最終調査に取りかかることになりました。この調査の内容は、延伸区間全線でのルートの確定や駅位置、駅周辺の開発など、事業において必要な全ての項目を明らかにし、総事業費を確定する事業着手のための精度の高い重要な調査であります。これまで川崎市は既存の資料を提供するなどの協力はしてきましたが、主体的な調査に着手してきませんで

した。正確な総事業費を算出するには、川崎市側のルート、新駅を含む駅位置、駅周辺の開発計画などを本市が明らかにしないと決定できません。事業早期達成のためには、横浜市の今後の調査期間の中で本市も歩調を合わせて取り組むことが必要です。そこで、平成29年度の本市の取り組み内容と、横浜市の取り組み内容と予算について、明確な答弁を求めておきます。

次に、J R南武線・横須賀線武蔵小杉駅へのホームドア設置について伺います。これまでも指摘してまいりましたが、国土交通省の路線混雑率調査によると、J R武蔵小杉駅区間のこの2路線が全国ワースト2位・3位となり、両ホームの混雑状況は限界に達しています。新聞報道によると、市長は年初のインタビューにおいて、最重点箇所として従来より踏み込んだインセンティブをやってみたいと、早期のホームドア設置に意欲を見せています。そこで、両ホームにおける利用客のホーム転落事故について、その事実があるのかないのか伺います。事実であれば、過去直近5年間の件数について、年度ごとに伺っておきます。次に、平成29年度予算には、ホームドア等整備促進事業費2,941万円余が計上されていますが、この内訳について伺います。次に、2月1日に発表されたJ R東日本の報道資料によると、武蔵小杉駅については、ホームへのカラー・サイコロジー・ラインの整備のみが掲載されています。今後の取り組み内容及びスケジュールについて伺います。

次に、等々力硬式野球場改築工事に関連して幾つか伺います。この改築工事は、まちづくり委員会へ報告があったように、廃棄物混合土の出現や軟弱地盤、想定以上のくい支持層の深さなどの問題が明らかになったため、工期が大幅におくれるとのことでした。解体された旧硬式野球場が整備された昭和40年代や昭和56年度のスタンド増設の際にも同様な事件がなかったのか伺います。その経緯だけでなく、そもそも旧硬式野球場の整備以前までの土地の用途を踏まえれば、従前から十分に想定し得る事態であったと考えますが、この認識はなかったのか伺います。次に、この改築工事に係るじゃぶじゃぶ池やデッキ、競技場との間に計画する広場の整備等への影響について伺います。特に、工期については見直しが必要であり、総合計画など上位計画の修正や等々力陸上競技場整備計画で示されているような緑地全体の整備スケジュールイメージも改めて市民に示す必要があると考えますが、見解及び今後の取り組みについて伺います。次に、等々力陸上競技場第2期整備への影響についても伺います。市長は2月初旬の記者会見で、全く別のものとして、この硬式野球場の改築工事を理由とした整備への影響がない旨の発言をされております。ただし、地盤については、今後整備される予定のサイド・バックスタンドのうち、北側サイドスタンドも第1期メインスタンドの整備同様、もともと池が存在していた場所であり、ガラ等の出現が容易に想定されます。計画の見直し等、今後の対応について見解を伺います。

次に、都市農業の振興について伺います。施政方針には、農地の保全活用を図る、農業経営の強化に取り組むとあります。平成4年から始まった生産緑地指定の区切りであ

る、指定後30年を迎える平成34年には生産緑地の減少が懸念されますが、どのように状況を把握し、対策を検討しているのか伺います。

また、市内には農業振興地域が4カ所あり、それぞれ維持、活性化が大きな課題となっています。昨年4月から開始した農業振興計画に示された事業を実現するには、相応の予算が必要と考えます。特に、グリーン・ツーリズムという計画が示された岡上地区には、道路整備やバス、観光地として必要不可欠な施設整備など、庁内を横断した課題が山積しています。市長の見解を伺います。

次に、夢見ヶ崎動物公園について伺います。平成29年度の動物園関連予算は、飼料費、嘱託職員人件費、維持管理費等で3,600万円が計上され、施設内の補修が必要な場合は幸区役所道路公園センター費から補充しているということです。市民1人当たりの緑被率が7区の中で最も少ない幸区にとって、市民の憩いの場として、また、市内唯一の動物園として、夢見ヶ崎動物公園と市民健康の森が果たしている役割は大きいと考えます。市民に親しまれる施設として夢見ヶ崎動物公園を今後どのように活用していくのか、開園から40年以上が経過し、老朽化も進んでいることから、早期に再整備計画を策定することが必要と考えます。市長に見解を伺います。

次に、議案第11号、川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について伺います。まず、法人市民税の法人税割の税率引き下げについてです。本市では、資本金の額または出資金の額が10億円以上の法人等については制限税率、5億円未満の法人等は標準税率、5億円以上10億円未満の法人等については制限税率と標準税率の中間値で課していますが、その理由について伺います。次に、全てのランクにおいて一律で3.7ポイント税率を下げる内容となっており、資本金額による税率の差は1.25倍から1.4倍へと拡大することになります。公平性の観点で課題はないのか見解を伺います。次に、今回の税率引き下げは、平成31年10月1日以降に開始する事業年度分からの適用となりますが、仮に今回の引き下げを平成27年度分に当てはめた場合、どの程度の税収減となるのか伺います。次に、軽自動車税の環境性能割の創設により、本市の課税額にどのような影響が見込まれるのか伺います。

次に、議案第56号、平成28年度川崎市一般会計補正予算について伺います。国の補正予算を受け、歳入歳出ともに合計218億円余の規模となっておりますが、市税、国庫支出金等のほかの繰入金として、財政調整基金より37億円、都市整備事業基金より4億円余を計上し、市債を123億円余発行するとしています。平成29年度事業の前倒しとはいえ、国の補正予算対応のために、積立額の乏しい財政調整基金を取り崩し、将来への負債となる多額の市債を年度末に発行するに至った経緯について伺います。次に、例えば、校舎建築（改築）事業費のように、補正計上された事業内容が平成29年度本予算にも計上されている事例が散見されます。通常、前倒しで補正計上された場合に、平成29年度予算の減額補正が発生すると考えられますが、補正・本予算事業費の整合性について伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては再質問をさせていただきます。（拍手）

○副議長 菅原 進 市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま民進みらいを代表されました織田議員の御質問にお答えいたします。

包括外部監査についての御質問でございますが、黒川地区小中学校新築事業の適切なモニタリング体制の構築につきましては、平成28年度包括外部監査において指摘事項とされ、適当でない事務処理があり、市として速やかに措置する必要があると判断されたところでございます。この監査結果に関する報告は、包括外部監査人から直接教育委員会にも提出されておりますが、川崎市として真摯に受けとめ、必要な措置を講じてまいりたいと存じます。

天下りの認識についての御質問でございますが、いわゆる天下りにつきましては、一般論として、退職した公務員が国から地方自治体や関係団体、そして地方自治体から出資法人などの職につき、在職時と同額程度の報酬で退職金が支給される形態を指すものと捉えておりまして、本市の再就職の状況につきましては、これまで私が何度もお答えしてきたとおり、就任当初の認識と違いがあり、さきに述べたようないわゆる天下りとは異なるものと考えております。次に、本市退職職員の再就職につきましては、客観性及び透明性を確保することが大変重要であると認識しておりますので、引き続き外部委員から成る再就職候補者選考委員会における審議や再就職状況の公表などに加え、他都市事例の調査の実施を含め、さらなる客観性及び透明性の確保に努めてまいります。

ヘイトスピーチについての御質問でございますが、この提言につきましては、人権施策推進協議会において短期間で精力的に取りまとめていただいたものであり、大変重く受けとめているところでございます。また、公的施設の利用に関するガイドラインにつきましては、広く市民の皆様の御意見も伺いながら、秋ごろをめどに策定したいと考えております。

認可保育所等の整備についての御質問でございますが、本市における保育需要につきましては、大規模集合住宅の建設に伴う就学前児童数の増加や、女性の社会進出による利用申請率の上昇などにより、来年度以降も申請者がふえる傾向にあると認識しております。そのような中、認可保育所等の整備に当たりましては、利用申請者数や保留児童数など、地域ごとの状況を把握しながら、今後も保育需要が多く見込まれる地域で、主要駅周辺など利便性の高いエリアを中心に重点整備指定地域を設定し、必要な場所に効果的な整備を進めてまいります。また、今後の整備計画につきましても、子どもの未来応援プランにおける教育・保育の量の見込みを上回ることが想定されますので、ことしの秋ごろまでに実施を予定している中間評価の中で検証を行い、見直しを図ってまいりたいと考えております。次に、保育士確保対策についてでございますが、本市では、県、横浜市等とともに、かながわ保育士・保育所支援センターを共同運営し、職業紹介事業

や就職相談会等を活発に行うとともに、新たに就職準備金の貸付制度も創設したところでございます。また、隣接する横浜市とは、待機児童対策に関する連携協定に基づく保育所の共同整備や相互利用にとどまらず、保育士確保についても、保育所運営事業者向けに保育士の採用に関するセミナーを共同開催したところでございます。次に、保育士の確保見込み等についてでございますが、平成29年4月の保育所の新規開設等に伴い、必要となる保育士数は約400人でございます。全国的に都市部における保育士の確保につきましても大変深刻な状況となっておりますが、本市と運営事業者がしっかりと連携しながら対応し、充足できる見込みが立ったところでございます。今後につきましても、保育を取り巻く環境は大変厳しい状況でございますが、共通課題を抱える県内の各都市と連携をより一層図りながら、保育施策を着実に推進してまいります。

農業振興地域の活性化についての御質問でございますが、農業振興地域は、農業活動の拠点として重要な地域であることから、川崎市農業振興計画では、4つの基本戦略の1つとして農業振興地域等の活性化を位置づけているところでございます。基本戦略では、農地の貸し借りの促進、農業用施設等の長寿命化のほか、多様な主体と連携した地域の活性化を具体的な取り組みとして定めております。岡上地域につきましては、小田急線の鶴川駅に近く、交通至便な場所でございますので、観光農園を初めとするグリーン・ツーリズムの推進等に適した地域と考えております。今後については、地元の農家の方々を初めとする関係者の意向を取りまとめるとともに、鉄道事業者等とも協力しながら、地域特性を踏まえた農業振興地域の活性化に着実に取り組んでまいります。

夢見ヶ崎動物公園についての御質問でございますが、夢見ヶ崎動物公園は、緑豊かな加瀬山に立地し、年間約30万人の来園者が訪れるなど、市民の皆様に親しまれている入園料無料の動物公園でございます。現在、緑の基本計画の平成29年度末の改定にあわせ、持続的な運営を図るため、夢見ヶ崎動物公園基本計画の策定に向けた取り組みを進めているところでございます。今後も、本市唯一の動物公園として、緑豊かな環境で動物と身近に触れ合い、多くの市民の皆様に楽しんでいただけるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 菅原 進 教育長。

〔教育長 渡邊直美登壇〕

○教育長 渡邊直美 初めに、黒川地区小中学校新築事業に係るモニタリング実施計画についての御質問でございますが、モニタリングの実施に当たりましては、その手続等の具体的な内容をあらかじめ定めておくことが必要であり、この計画書が作成されていなかったとの御指摘をいただいたものでございます。この原因につきましては、PFI事業に関する準備調整を担当していた部署から、平成20年4月の開校に当たり担当部署への引き継ぎが確実になされていなかったものと認識しているところでございます。これまでも、業務仕様書等に照らし、事業者から提出されます各種の事業報告書類や、学校管理者の確認により日々の履行状況を把握してまいりましたが、PFI事業は長期に

わたる公共サービスの水準を保つ必要がございますことから、モニタリング実施計画書が作成されていなかったこと及びさきの議会答弁の際に実施計画書の再確認を怠ったことにつきまして、大変申しわけなく思っているところでございます。今後、本事業に係る実施計画書を年度内を目途に作成するとともに、学校給食センターを初め、各PFI事業につきましてもモニタリングを適切に実施してまいります。また、PFI事業に係る職員のスキルアップにも努めてまいります。

次に、子どもへの学習支援についての御質問でございますが、平成29年度における学習支援の充実に向けた取り組みといたしましては、市長事務部局における生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援・居場所づくり事業のほか、新たに小学生を対象に学習習慣を含めた基本的な生活習慣の習得を目的としたひとり親家庭等生活・学習支援事業などがございます。また、教育委員会におきましては、確かな学力の育成に努め、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないことがないよう、全ての子どもたちが夢や希望を抱いて充実した人生を歩める社会の実現は重要であり、市長事務部局との連携を図り、より一層切れ目のない学習支援等に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 菅原 進 総務企画局長。

〔総務企画局長 加藤順一登壇〕

○総務企画局長 加藤順一 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、民間活用を一元的に担う執行体制についての御質問でございますが、今年度につきましては、モニタリング手法の構築に向けまして、指定管理施設の所管課や指定管理者へのヒアリングを実施し、課題の把握等を行うとともに、民間活用を一元的に担う執行体制を整備している都市へのヒアリングを初め、他都市における事例の収集を行う中で、改めて事業者等に対するモニタリングの重要性を認識したところでございます。平成29年度につきましては、引き続き他都市事例の分析や課題の検証を進め、適切なモニタリング手法の構築に向けた民間活用を一元的に担う執行体制の整備への取り組みを進めてまいりたいと存じます。

次に、各区で実施する総合防災訓練についての御質問でございますが、初めに、防災訓練のスケジュールにつきましては、各区が訓練に参加していただく自主防災組織、企業、防災関係機関等と調整を行いながら、区の実情に応じた適切な時期に複数回実施する予定でございます。次に、訓練の内容につきましては、これまで以上に地域住民の皆様が防災訓練に参加しやすく、直接体験できるような訓練項目を計画していくとともに、川崎区では津波災害を想定し、丘陵地区では土砂災害を想定するなど、さまざまな災害特徴を踏まえた実践的な訓練に取り組んでまいります。これらの訓練を通じて、市民一人一人が防災意識を高めていただくとともに、自助、共助による連携を強め、区の地域防災力の向上につなげてまいりたいと存じます。

次に、浸水想定への対応についての御質問でございますが、初めに、洪水ハザードマ

マップ改定の進捗状況でございますが、平成29年度中の公表に向け、国からのデータ提供を受け、川崎区及び幸区の避難場所等について検討作業を行っているところでございます。内容といたしましては、避難判断フローや避難場所の使用可能な階の表示のほか、土砂災害からの避難方法も掲載するなど、大雨に伴う災害に対して幅広く対応できるよう取り組みを進めてまいります。次に、浸水想定が公表されていない河川につきましては、平瀬川、二ヶ領本川、五反田川、三沢川など多摩川水系の県管理の河川がございまして、現在、県において洪水浸水想定区域の検討を進めていると伺っておりますので、その結果を踏まえてハザードマップを改定してまいります。次に、洪水における指定緊急避難場所につきましては、市内の小中学校を中心に設置しているところでございまして、平成29年度中に、浸水想定区域内の建物の安全性を踏まえた避難者数の想定について検討を進めてまいります。また、国におきましては、中央防災会議の「防災対策実行会議」のもとに洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループが設置され、避難対策全般に関する協議が進められておりますので、同ワーキンググループでの結論を踏まえ、洪水からの避難対策について検討してまいりたいと存じます。次に、要援護者施設対策につきましては、浸水想定区域内の施設を対象とした避難確保計画作成要領や、土砂災害警戒区域内の施設を対象とした土砂災害対応マニュアル作成のてびきを公表し、関係局との連携により説明会の開催や該当施設へのてびき等の郵送などを行っているところでございます。今後につきましても、法改正の動向も踏まえ、関係局区とともに引き続き働きかけてまいります。

次に、指定緊急避難場所等についての御質問でございますが、災害対策基本法の改正により、災害種別ごとに政令で定める基準に適合する施設または場所を新たに指定緊急避難場所に指定することが必要となり、本市におきましては、平成27年10月に市立小中学校等の体育館及び校舎などを指定しているところでございます。指定に当たりましては、この基準に適合していることを確認するため、土砂災害時における安全区域外にある学校施設などを対象に調査を行ったところでございます。調査におきましては、その対象が崩落防止措置を講じられていることや、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等で定められている構造基準を満たすことを確認した上で、避難場所までの避難路の安全性が確保できるかどうか検討し、土砂災害警戒区域を通過しないで到達できる経路が確保されていることを確認したところでございます。次に、避難所運営につきましては、現在、地震災害時の避難所運営マニュアルに加え、平成27年3月に洪水・土砂災害用避難所運営マニュアル作成指針を作成し、この指針に基づき、避難所ごとに開設時に必要となる施設の情報や、運営方法を記載したマニュアルなどの作成を各区で進めており、今年度中に全ての避難所で作成する予定となっております。今後につきましては、自主防災組織、行政、学校等で構成される避難所運営会議などを通じて、避難所運営マニュアル等の確認を行うなどして情報共有を図るとともに、さまざまな災害を想定した防災訓練が行えるよう、各区と連携して取り組んでまいりま

す。

次に、備蓄計画等についての御質問でございますが、初めに、備蓄物資の管理についてでございますが、現在、関係局区と連携し、避難所ごとに品目、納品年月、数量をリスト化するとともに、年1回以上、数量や消費期限等の点検を行っているところでございます。課題といたしましては、備蓄倉庫や備蓄物資の数が多いため、点検にかなりの時間と労力が割かれてしまうことや、避難所運営会議の方々も避難所にある備蓄物資の内容を把握していただく必要もありますことから、今後、避難所運営会議の方々などの御協力もいただきながら、より効果的な管理を進めていく必要があると考えております。次に、備蓄物資の管理マニュアルについてでございますが、現在、見直しに向けた検討を進めております避難所運営マニュアルの改定にあわせ、標準的な備蓄物資管理に関する事項もお示しする予定としております。その内容を踏まえ、避難所ごとに避難所運営会議等で協議を行い、整備を進めてまいりたいと存じます。次に、流通在庫備蓄についてでございますが、震災時等に必要な物資を調達するため、企業等とあらかじめ流通在庫備蓄の協定等を締結してまいりまして、現在は、市内事業者やコンビニエンスストアなど全国展開している企業等と物資及び資器材等に関する協定を締結しておりますが、実効性のある流通在庫備蓄に努める必要があることから、毎年、協定先企業等に対してその在庫品目、数量等の報告をいただいているところでございます。熊本地震でも、企業等との協定による連携が災害対応にとって重要であることが指摘されていることから、今後につきましても、引き続き関係局と連携しながら、災害時協定の実効性確保や必要に応じた見直しの取り組みを行ってまいります。次に、市民や議会に対する報告についてでございますが、新たな協定の締結や検証を踏まえ、必要に応じて適宜適切な方法で報告をしてまいります。次に、災害時受援マニュアルについてでございますが、具体的な取り組み内容といたしましては、マニュアルの主要な事項である受援の対象となる業務の選定や、他自治体応援職員などに担っていただく業務内容等の整理、救援物資の確保等や物資受援体制の構築などでございます。今後につきましては、現在策定中の九都県市広域防災プラン・域内応援マニュアルの反映や、国が仮称災害時における受援体制に関するガイドラインの策定に向けて検討を行っておりますことから、その動向を注視しつつ、災害時協定の見直しの成果等も踏まえ、平成29年上半年期を目途に策定する予定でございます。

次に、感震ブレーカーについての御質問でございますが、感震ブレーカーにつきましては、これまでも大規模地震発生時における通電火災など、電気に起因する出火防止を図るために有効な器具として、防災啓発冊子やぼうさい出前講座などを通じた啓発を実施してまいりました。また、本年1月には国が公表した重点密集市街地である川崎区小田2・3丁目地区及び幸区幸町3丁目地区の約200世帯を対象に、無償で感震ブレーカーを配付し、アンケート調査に御協力いただくモデル事業を実施しております。今後につきましては、モデル事業の成果や啓発に係るパンフレットの作成などを通じて市民に

周知を図り、全市的な普及を推進してまいります。次に、設置補助制度につきましては、モデル事業におけるアンケート調査などの検証結果を踏まえ、新たな重点対策地区に対する普及促進に向けた方策を検討してまいります。

次に、行財政改革についての御質問でございますが、初めに、平成29年度予算における財政効果につきましては合計で約41億円でございますが、このうち、民間委託と市民サービス等の再構築を除いた額は約28億7,000万円となっております。総合計画に掲げる施策を着実に推進するための行財政改革を進める中、今後も効率的・効果的な行財政運営に向け、職員一人一人がコスト意識や課題意識を持ち改善改革に取り組むよう、人材の育成を図ってまいりたいと考えております。次に、行財政改革の取り組み全般の効果についてでございますが、平成28年4月に外部有識者で構成する川崎市行財政改革推進委員会を設置し、これまで新たな評価手法について検討を進めてきたところでございます。評価に当たりましては、川崎市行財政改革プログラムに掲げる個別取り組みにおける計画期間中の具体的な取り組み内容や、取り組みに関連するアンケート結果等の定量的指標も活用しながら、財政効果のみならず、多様化する地域課題や市民ニーズに対応することができる人材の育成に資するものであったか、市民満足度の高い行財政運営に向け、市民サービスの質の向上に資するものであったかなどの視点も取り入れたPDCAサイクルによる検証を進めてまいりたいと考えております。次に、全庁的な課題調整についてでございますが、平成29年度は総合計画第2期実施計画及び次期の行財政改革プログラムの策定を予定しており、全庁的な事業、取り組みの抽出や、課題共有等の必要な調整を早期に図っていく必要があると認識しております。レビュー等を含めた計画策定の進め方につきましては、現在検討を行っているところでございまして、具体的には本年4月の公表を予定する総合計画第2期実施計画及び次期の行財政改革プログラムの策定方針の中でお示ししてまいりたいと考えております。次に、行財政改革の取り組み評価についてでございますが、統一的な基準からの評価となるよう、総務企画局で各局等による評価の確認、調整を行った後、行財政改革推進委員会による評価を行い、客観性を確保してまいりたいと考えております。評価結果につきましては、取り組みの効果を一覧とするなどわかりやすい形に取りまとめ、市議会常任委員会での御報告や、市民への公表を行ってまいります。次に、次期の行財政改革プログラム策定に向けた取り組みについてでございますが、全庁的な議論の場も活用しながら、現場を起点とした3D改革のもと、職員の創意工夫に基づく多様な取り組みを反映し、総合的な実効性の高い計画としてまいりたいと考えております。また、これまで議会等からいただいたさまざまな御指摘も踏まえ、策定作業を進めてまいりますとともに、策定の節目節目において議会への報告を行い、御意見を伺ってまいります。

次に、退職職員の再就職についての御質問でございますが、初めに、本市退職職員の再就職制度につきましては、さらなる客観性及び透明性の確保の観点から、今後、他都市事例の調査を実施するとともに、平成28年11月29日に設置いたしました川崎市働き

方・仕事の進め方改革推進本部会議の取り組み項目の一つと位置づけております高齢職員の活用の中で、制度の基本的なあり方等について議論を進めてまいりたいと考えております。次に、主要出資法人等への再就職に関する指針についてでございますが、平成28年度に、指針と異なり常勤の役員が在籍する4法人への実態調査につきましては、人事部が当該法人に訪問等を行い、現在の状況に至った経緯等を聴取するとともに、当該指針の遵守について改めて要請してきたところでございまして、各法人からは、趣旨を踏まえ検討すると伺っております。次に、課長級以上の社会福祉法人への再就職状況につきましては、平成23年度10人、平成24年度5人、平成25年度11人、平成26年度5人、平成27年度2人の合計33人でございます。今後も再就職候補者選考委員会による審議や再就職状況の公表などにより、透明性及び客観性の確保に努めるとともに、再就職者による働きかけの規制等が規定されている地方公務員法や川崎市職員の退職管理に関する条例についての手引を、退職予定職員への配付等により周知してまいります。以上でございます。

○副議長 菅原 進 財政局長。

〔財政局長 大村研一登壇〕

○財政局長 大村研一 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、平成29年度予算についての御質問でございますが、平成28年度に策定いたしました収支フレームでは、平成29年度は191億円の収支不足を見込んでいたところでございますが、予算編成過程におきまして、国の補正予算の活用による平成29年度予算の一部前倒しとともに、事業の先送りにより一般財源ベースで42億円の収支改善となったものの、消費税率の引き上げの延期による8億円、県費負担教職員の市費移管による28億円の影響により、最終的に、新規借入額は185億円となったものでございます。次に、減債基金への返済につきましては、借り入れはあくまでも臨時的な対応でございますので、市民サービスの安定的な提供と財政状況のバランスに配慮しながら、可能な限り借入額の圧縮を目指しますとともに、平成27年度決算時のような前倒し返済も積極的に行うことにより、早期の解消に努めてまいります。

次に、納税者数の見込み等についての御質問でございますが、平成29年度個人市民税の納税者数は、平成28年中の人口の伸びを勘案して算定したところでございます。また、算定税額のうち、1人当たりの所得割額につきましては0.78%の伸びとなっているところでございますが、これは、雇用・所得環境の改善が続く中で、国などが公表している統計調査における平成28年中の労働者1人当たりの賃金の伸びなどを勘案して、1人当たりの給与収入の伸び率を0.84%と見込み、社会保険料控除等を勘案して算定したことによるものでございます。

次に、県費負担教職員の市費移管に伴う交付金についての御質問でございますが、現在、分離課税所得割交付金及び県民税所得割臨時交付金に関する規定を含む地方税法改正案が国会において審議されているところでございますが、これらの規定は、指定都市

所在道府県に共通して適用するものとされているところでございます。具体的内容を申し上げますと、退職所得の分離課税に係る個人住民税所得割につきましては、特別徴収義務者の事務負担を考慮して、当分の間2%の税率変更は行わず、交付金として対応することとされたため、その税率2%相当分を分離課税所得割交付金として当面継続することとされているところでございます。一方、退職所得の分離課税に係る所得割以外の所得割2%の税率変更につきましては、平成30年度分の個人住民税から適用することとされたため、税率変更されるまでの経過措置として、その税率2%相当分を県民税所得割臨時交付金として平成29年度に交付されるほか、平成30年度には4・5月の給与から特別徴収される所得割の税率2%相当分などが交付されることをもって完了するものとされているところでございます。

次に、税源移譲の交付税措置等への影響についての御質問でございますが、県費負担教職員の市費移管に係る平成29年度予算につきましては、当該事業費から国庫負担金等と税源移譲分を差し引いた額の31億円を交付税措置等として整理したものでございます。普通交付税については、地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう財源を保障する機能を持つことから、国の基準に基づいて算定するものでございます。その算定の結果、平成29年度においては、県費負担教職員に係る経費を含む個別算定経費や公債費等の基準財政需要額総額が市民税や固定資産税等の基準財政収入額総額を上回ったため、全体で約10億6,000万円の財源不足が生じると見込んだところでございますので、それに対応する予算として普通交付税及び臨時財政対策債を計上したところでございます。

次に、流用等についての御質問でございますが、初めに、各事業の積算につきましては、根拠を明確にした上、十分な精査を行い、平成29年度予算に計上したところでございます。次に、指定管理料につきましては、協定の内容に照らして適正な予算計上としたところでございますが、今後、執行の段階におきましても協定の内容に沿うよう、しっかりと確認してまいります。また、周知の方法についてでございますが、流用等の適正な手続について、全庁に向けて文書を発出し、周知徹底を図ったところでございます。

次に、債務負担行為等についての御質問でございますが、初めに、債務負担行為につきましては、現在、総務省令に従いまして、予算書に議案の一部として掲載させていただいているほか、詳細な説明といたしまして、債務負担行為に関する調書を附属させていただいているところでございますが、その内容につきまして丁寧な説明に努めさせていただくとともに、他都市の例などを参考に、資料の充実について検討してまいります。次に、外郭団体に対する債務保証等につきましては、債務保証の根拠や資金使途及び団体の経営状況等多角的に検証を行う必要があるものと認識をしておりますことから、市民の皆様に対しましても、よりわかりやすい情報提供に努めてまいります。また、継続費の活用につきましては、建設事業やシステムの構築など、長期にわたる大規模な事業計画に基づく事業に着手する際に検討してまいります。

次に、法人市民税の法人税割についての御質問でございますが、法人市民税法人税割の税率の引き下げにつきましては、消費税率引き上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の増がもたらす地方団体間の財政力格差を縮小させるためのものでございまして、引き下げ分は国税である地方法人税として、地方交付税の原資となるものでございます。本市市税条例におきましては、地方税法上の制限税率を基本的な税率としておりまして、資本金または出資金の額に応じて段階的に税率を軽減する課税の特例措置を講じているところでございます。この課税の特例措置は、制限税率を適用したときから講じているものであり、法人の経営基盤並びに担税力を考慮し区分を設けたものでございます。資本金または出資金の額が10億円以上の法人等につきましては、課税の特例措置は適用せず、基本の税率で課税しているところでございます。5億円未満の法人につきましては、課税の特例措置を適用し、一定の特例割合を乗じて算出した額を控除して課税しております。また、5億円以上10億円未満の法人につきましても同様の特例措置を適用しているところでございますが、法人の経営基盤等を考慮し、控除する額を算出する特例割合を5億円未満の法人の半分としているところでございます。次に、税率の引き下げ幅についてでございますが、地方税法の改正によって、法人市民税法人税割の税率が3.7%引き下げられたことから、本市における税率及び課税の特例措置につきましても同様に見直したところでございます。なお、地方交付税の原資となる地方法人税の税率が法人市民税法人税割の引き下げ分の税率と同じ3.7%引き上げられたことから、改正後の法人市民税法人税割及び地方法人税を合わせた法人の税負担は変わらないものでございます。

次に、法人税割の税率引き下げに伴う影響額についての御質問でございますが、今回の税率引き下げに伴う減収影響額を仮に平成27年度決算ベースで試算いたしますと、55億円と見込まれるところでございます。なお、法人市民税法人税割の税率引き下げに伴い、法人事業税交付金が創設され、26億円の増収が見込まれるため、法人市民税法人税割の税率引き下げと合わせますと、全体では29億円の減収と見込まれるところでございます。

次に、軽自動車税の環境性能割創設に伴う影響額についての御質問でございますが、本市における影響額は、平年度ベースで3,400万円の増収と見込まれるところでございます。

次に、補正予算についての御質問でございますが、昨年の10月に成立した国の補正予算において、学校施設等の環境整備が措置されたところでございます。文部科学省から本市に該当事業の有無について照会がありましたことから、国の支援が確実に得られるよう、平成29年度の当初予算に計上予定の国庫補助対象事業を前倒しして活用することといたしました。また、平成29年度当初予算に計上を予定した事業のうち、国の補正予算に対応するものを平成28年度補正予算に計上し、それ以外を平成29年度に分割し計上しているところでございます。以上でございます。

○副議長 菅原 進 市民文化局長。

〔市民文化局長 唐仁原 晃登壇〕

○市民文化局長 唐仁原 晃 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、企業、大学等との連携協定についての御質問でございますが、初めに、協定、覚書の締結件数についてでございますが、平成28年8月現在で、企業等が225件、大学等が63件となっており、このうち、期間の定めのないものは、それぞれ64件、15件となっております。次に、協定、覚書を締結している企業等との契約件数についてでございますが、協定を締結した局における協定等に関連した平成28年度の契約件数は、企業等が12件、大学等が13件であり、いずれも随意契約によるものとなっております。次に、協定に係るルール化及び管理体制についてでございますが、連携協定は、双方の持つ人的・知的資源やノウハウなどを相互に活用し、複雑多様化する地域課題の解決を図る手法の一つでございますが、協定締結に当たっては、手続面の公平性や透明性、連携する取り組み内容の合理性や必要性などを踏まえた慎重な検討が必要であることから、平成27年6月に各局室区宛での通知によって、確認事項等について周知を図ったところでございます。現在は、この通知を踏まえ、協定の締結に当たっての内容や手続等について各課からの相談を受け、助言を行うとともに、毎年各局の協定締結状況について照会を行い、現状を把握しているところでございます。今後につきましても、引き続き協定締結に当たって確認すべき事項やルール等の周知徹底に努めるとともに、より適切な運用を行っていくための手法や体制等について検討してまいりたいと考えております。

次に、東京オリンピック・パラリンピックについての御質問でございますが、本市では、JOCパートナー都市協定に基づくオリンピック教室を初め、小学校や地域の寺子屋、スポーツセンターなどで障害者スポーツの体験会等を行ってきたところでございまして、多くの子どもたちが直接オリンピック、パラリンピアンと触れ合うことのできる機会を設けているところでございます。次年度につきましては、こうした取り組みの拡充を図り、より多くの子どもたちにオリンピック・パラリンピックの精神や価値が伝わるよう、さらに取り組みを進めてまいります。次に、ボランティアについてでございますが、昨年開催されたリオデジャネイロオリンピックにおける英国代表チームの事前キャンプでは、トレーニング施設及び地元自治体が140名ほどのボランティアを確保し、施設内の受付や案内など、事前キャンプの運営に資する業務に従事したと伺っております。今後は、ともに英国代表チームを受け入れる横浜市、慶應義塾大学とも連携を図りながら、英国オリンピック委員会との協議を行い、要件や従事内容、研修などに関するボランティア計画を策定する予定でございます。次に、成果指標についてでございますが、かわさきパラムーブメント推進ビジョンで掲げるレガシーを市民の皆様にも理解していただくためには、具体的な数値目標の設定等が必要と考えておりますので、第2期推進ビジョンの策定の中で具体的に検討してまいります。

次に、障害者スポーツの環境整備についての御質問でございますが、障害のある方が

日常的にスポーツに親しみ、健康的で生き生きと暮らすことができる環境の整備につきましては大変重要なことであると認識しておりまして、パラムーブメント推進ビジョンにおきましても障害者スポーツの推進を位置づけているところでございます。また、障害のあるなしにかかわらず、お互いが認め合い、理解し合う、インクルーシブなまちづくりを進めることも重要であると考えております。そうしたことから、本市では、各区スポーツセンターを拠点として、指定管理者、市障害者スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブ等と連携を図りながら、障害者スポーツの推進に向けた取り組みを進めているところでございます。今後につきましても、さらなる障害者スポーツの普及、発展に向け、市障害者スポーツ協会の支援等に取り組み、日本障がい者スポーツ協会や各障害者スポーツクラブ等とのネットワークを構築し、さまざまなノウハウの蓄積を図るとともに、その成果を各区スポーツセンターにおいて共有し、活用してまいりたいと考えております。また、活動の拠点となるスポーツセンターにおきましても、引き続き初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の受講により、障害者スポーツへの理解を深めるとともに、バリアフリー化を計画的に推進するなど、障害のある方も快適に御利用いただける環境づくりに努めてまいります。なお、政令指定都市におけるスポーツ施設の整備状況につきましては、20政令指定都市のうち12都市で障害者がスポーツ目的で使用できる施設を整備しております。

次に、障害者スポーツ普及促進事業の拡充についての御質問でございますが、平成29年度の新たな取り組みとして、各区スポーツセンターを活用した障害者スポーツデーを実施してまいります。この事業は、障害者の運動ニーズの掘り起こしを行い、気軽にスポーツセンターでスポーツを楽しんでいただくとともに、より多くの方に参加していただき、障害者スポーツの広がりや、仲間づくりの場として活用していただくことを目的として実施するものでございます。また、従来から実施しております障害者スポーツの全国大会誘致や各種体験講座につきましても、効果的な広報や開催回数増加及び器具の購入等を行うことにより、障害者スポーツの魅力をより多くの皆様に体感いただけるよう取り組んでまいります。さらに、市障害者スポーツ協会との連携や支援を強化し、障害者スポーツを支える体制の整備を図るとともに、身近な場所で障害者と健常者が障害のあるなしにかかわらず、スポーツを通じた交流ができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。これらの取り組みを一元的に進めるため、市民スポーツ室内の各種スポーツ事業等の横断的な調整業務を行う企画調整担当を設置するとともに、競技スポーツ及び障害者スポーツを担当するスポーツ事業推進担当を設置するものでございます。

次に、ヘイトスピーチについての御質問でございますが、初めに、インターネット上の対策についてでございますが、既に今月10日からフェイスブックによる情報発信を開始し、ヘイトスピーチに関する啓発や多文化共生に関する施策の広報を始めたところでございます。また、削除要請につきましては、他都市の事例を参考に、法務局と連携し

た取り組みを進めてまいりたいと考えております。次に、条例につきましては、制定すべき条例の項目におきまして、人権全般を見据えた条例の制定に必要な作業に入るべきとされており、対象が広範囲に及び、関係する法令、条例等も多岐にわたりますことから、関係課と連携しながら調査に着手したところでございます。

次に、区予算などについての御質問でございますが、初めに、地域課題への対応についてでございますが、課題の解決には、地域特性を熟知する区と、全市的な観点に立つ局とが同じ認識に立って取り組むことが重要であると考えております。今年度は、区役所改革の基本方針に関する庁内説明会により、局区間の調整に関する職員の意識改革を図るとともに、同方針に基づく仮称区役所に関する情報共有の推進に関する要綱などの検討に向けて、職員アンケートなどにより、現状の把握と課題の整理を行ってきたところでございます。次に、区の実情に合わせた柔軟な対応についてでございますが、現在は、区の独自予算である地域課題対応事業のほか、区が年度途中で把握し、緊急的に対応すべきと判断する課題については、区長の裁量で適切かつ迅速に対応するための区の新たな課題即応事業を活用しているところでございますが、制度開始から3年が経過することから、次年度にはこれまでの執行状況等を検証、分析し、今後のあり方について検討してまいりたいと存じます。次に、地域特性に応じた事業のあり方についてでございますが、区は、地域における課題を的確に把握し、参加と協働により、その迅速な解決に努めることとしております。このため、区域内における事務事業等につきましては、局区との間で相互に必要な情報提供等を積極的かつ的確に行うとともに、地域の実情等を踏まえ、さまざまな場を通じて関係局区で連携を図りながら全庁的な調整を行っていくことが重要であると考えております。次に、区役所の企画部門の強化についてでございますが、今年度、職員が地域づくりを市民と協働で進められるよう、ファシリテーションやコーディネート能力等のスキルの習得とともに、意識醸成を図るための職員研修を実施し、プロジェクトの企画の仕方や、住民とのワークショップの手法などの習得を図ってきたところでございます。今後も、局区間のジョブローテーションなどを通じてさまざまな職務を経験することにより、幅広い視野を持ちチャレンジし続ける職員の育成を図るとともに、中長期的に区役所の企画部門の強化にもつなげてまいりたいと存じます。次に、地域課題対応その他事業の予算計上におけるルールについてでございますが、平成28年度に、総合計画策定に合わせ、各区独自の区計画における地域の課題解決に向けた主要な取り組みを予算中事業として位置づけ、該当しない事業を地域課題対応その他事業に分類したことにより、各区に差異が生じたものでございます。以上でございます。

○副議長 菅原 進 経済労働局長。

〔経済労働局長 原田津一登壇〕

○経済労働局長 原田津一 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

生産緑地についての御質問でございますが、現行の生産緑地法が施行された平成4年

から30年が経過する平成34年以降、買い取りの申し出ができる要件を満たす生産緑地が急増することから、このことは生産緑地の減少につながる重要な課題であると認識しております。こうした中、現在国では生産緑地法の改正案が閣議決定され、今国会において、生産緑地地区の指定面積の引き下げや、指定期限の延長に関する制度の創設等が審議されております。本市においては、市内全ての生産緑地の実態を把握するため、今年度から現況調査を開始するとともに、国の制度改正を踏まえた生産緑地の面積要件の引き下げ等に関する庁内協議を始めたところでございます。今後につきましては、国会の審議を注視しながら早期に対応を検討することとあわせ、農地所有者への制度変更の周知を徹底することなどにより、生産緑地を初めとする都市農地の維持、保全、活用の促進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 菅原 進 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 成田哲夫登壇〕

○健康福祉局長 成田哲夫 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、平成29年度予算の対応についての御質問でございますが、障害者施設等運営費貸付金、医療設備整備資金貸付事業費など、過去複数年にわたり不用額が生じていた事業費の予算を他の予算に流用していたことを踏まえ、より適切に事業費の予算計上を行うため、平成29年度の予算編成に当たりましては、改めて事業の内容や過去の実績を精査した上で、必要額を積算し、予算計上したところでございます。

次に、地域包括ケアシステムについての御質問でございますが、初めに、地域みまもり支援センターについてでございますが、市内を40の地域に分け、地区担当制にしたことで、職員が地域に愛着を持って仕事に取り組めるなどの意識の醸成のほか、民生委員児童委員など地域の方々からは、相談先に迷わなくなったといった声が聞かれるなど、徐々に変化があらわれてきたと認識しているところでございます。また、各区におきましても、町内会・自治会を中心とした地域の見守りや支え合い活動、社会福祉協議会と連携したワークショップの実施、大学生に地域づくりへの参加を促すための取り組みなど、それぞれ特色のある地域資源との連携により取り組みを進めております。今後につきましては、少子高齢化がより一層進展する中、子どもから高齢者までを対象として、個別支援の強化と地域力の向上に向けて十分な対応が行えるよう、関係部署と連携を図りながら地域みまもり支援センターの体制や取り組みの検証を進めるとともに、地域人材の育成や住民の意識向上に努めるなど、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいりたいと存じます。また、若年層や現役で就労している世代など、セルフケア意識や地域への関心が薄い層に対しても、今後、裾野を広げていく必要がございますので、子どものころからの意識の醸成や民間事業者への働きかけなど、保健・医療・福祉分野に限らず、まちづくりや教育、経済分野など、全市的に取り組みが進められるよう、庁内における連携を図ってまいります。

次に、在宅医療についての御質問でございますが、在宅医療の推進に向けた取り組み

につきましては、川崎市医師会を初めとした医療・介護関係団体による川崎市在宅療養推進協議会での協議を通じまして、多職種連携の強化、在宅療養者に対する一体的な支援体制の構築に向けて、着実に推進しているところでございます。昨年度から、協議会に症例検討ワーキンググループを設置いたしまして、具体的な症例の検討を通して、在宅療養開始時からその後の療養を継続する中での節目となるタイミングごとに、多職種間で円滑に情報共有を図るための視点をチェックシート形式で整理をし、川崎市在宅医療・介護多職種連携マニュアルとしてまとめたところでございます。今後につきましては、このマニュアルを医療・介護関係の業務従事者に周知を図り、専門多職種のさらなる連携推進に向けたツールとして活用し、在宅で療養されている方への質の高いサービス提供につなげてまいりたいと存じます。

次に、歯科保健事業における新たな健康づくりの取り組みに関する御質問でございますが、初めに、本取り組みについては、セルフケアを基本とした健康づくり施策としての取り組みであることを踏まえ、事業対象の方と対象とならない方の公平性及び他の健診との整合性等を考慮し、自己負担を設定してまいりたいと存じます。自己負担額を設定しない場合の本市負担額につきましては、平成29年度予算では、自己負担を500円とし、想定受診者数3,600人のうち、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方等を除いた3,456人を対象として172万8,000円を見込んでおります。次に、平成27年度に3カ月児健診受診者の保護者を対象としたアンケート調査を行い、妊娠中に歯科受診をされた方及びしなかった方、また、定期歯科健診を受けている方と受けていない方など、さまざまな状態の方に対して、歯と口の健康の保持増進を目的とした定期歯科健診について、受診に対する費用の捉え方や、パートナーの受診状況等について把握し、本事業の制度設計の参考としたところでございます。現在のところ、事業開始前に対象者の方々に対し意見聴取を行う予定はございませんが、今後、御指摘等も考慮し、受診後のアンケート調査などにより御意見を伺いながら、妊婦とそのパートナーを対象とした歯科健診を初めとする総合的な健康づくりとしての取り組みが一層進むよう、事業内容の検証を行ってまいりたいと存じます。次に、健康づくりの動機づけの取り組みにつきましては、歯科医師が定期的な歯科健診はもとより、がん検診等の受診勧奨や、食生活改善及び肥満防止につながるそしゃく指導を行うとともに、口腔内の状況と、糖尿病を初めとした生活習慣病との関連についての専門的な情報提供を行うことで、定期的な口腔衛生管理や特定健診受診の必要性などを伝えてまいります。また、口腔内診査及び歯科保健習慣から健康づくりに関する生活習慣まで含めた問診の結果に基づき、個別の状態に応じた指導を行ってまいります。次に、本事業に伴う成人検診システムの改修につきましては、受診者管理のため予算計上しているものでございまして、当該事業の健診と、がん検診や歯周疾患検診など他の検診の受診状況とのクロス集計なども可能となりますことから、その活用を図りながら、本事業の健診受診者に対するその後の調査などを通じて、事業効果の検証を行ってまいりたいと存じます。次に、目標値の設定につきま

しては、本事業の事業効果検証のため大変重要と考えており、本事業の健診受診率及び受診後の健康づくりに対する意識の向上を数値化するとともに、具体的な健康づくりについての将来的な目標値についても、今後検討してまいりたいと存じます。次に、受診率向上のために行う付加サービスの取り組みにつきましては、特定の企業の宣伝や利益誘導につながらないように公平性を担保するとともに、より多くの主体と連携を図るため、本市ホームページ等にて御賛同いただける民間企業等を広く募ってまいりたいと存じます。なお、取り組みに当たりましては、手続面、内容面において、公正性、透明性を確保するとともに、市民に対して十分な説明責任が果たせるよう慎重に進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 菅原 進 こども未来局長。

〔こども未来局長 邊見洋之登壇〕

○こども未来局長 邊見洋之 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、保育施策についての御質問でございますが、保留児童数についてでございますが、本市は、毎年1次利用調整後の数値を公開しておりますが、2次利用調整後は、短い期間の中で申請の取り下げや内定の辞退など数字が頻繁に変動することから、1次利用調整後以降は4月1日における最終の数値を公表しております。なお、ことし1月の1次利用調整後の保留児童数は3,551人でございます。次に、待機児童数の見込みについてでございますが、高まる保育需要に対応するため、認可保育所等の整備に加えて、川崎認定保育園の定員増、1・2歳児を対象とした年度限定型保育事業の実施など、あらゆる手法の活用により、2,000人を超える受入枠の拡大を図ってきたところでございます。また、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、各区役所においてはきめ細やかな利用者支援を実施しているところであり、4月の待機児童解消に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

次に、幼稚園における保育ニーズへの対応についてでございますが、幼稚園において、保育所の開園時間と同程度の預かり保育を実施することは、就労世帯においても幼稚園の利用が可能となることから、保育の受け皿として有効であると考えております。本市では、昨年度に幼稚園型一時預かり事業を開始し、教育時間を含め8時間以上の保育を実施すると認定した園は、市内86園中12園、年間の利用人数は延べ9万9,669人ございました。今年度につきましては、4月から9月の上半期の実績となりますが、8時間以上の保育を実施すると認定した園は21園、利用人数は延べ7万3,571人となり、そのうち11時間以上の保育を実施すると認定した園は11園、利用人数は延べ439人という状況でございます。次に、来年度の実施園の計画数についてでございますが、市内で40園を予定しており、今後も引き続き関係団体との協議や市内幼稚園への働きかけを行い、幼稚園に11時間以上の預かり保育を実施していただくよう努めてまいります。次に、保育所と幼稚園の公費負担についてでございますが、これらの施設は、施設の性質や対象年齢、保育時間などに違いがございます。本市の保育所における今年度の運営費は、

児童1人当たり平均で月額約12万8,000円、そのうち公費負担額は、国、県、市の合計で約9万7,000円、約76%を公費で負担しております。一方、幼稚園の今年度の運営費につきましては、新制度の施設型給付を受ける幼稚園4園に対しましては、児童1人当たり平均で月額約6万1,000円、そのうち公費負担額は、国、県、市の合計で約4万5,000円、約74%を公費で負担しているところでございます。なお、私学助成を受ける幼稚園78園については、神奈川県私学助成経常費補助金のほか、本市の幼稚園協会に対する私立幼稚園事業補助金と保護者に対する幼稚園園児保育料等補助金がございますが、各園の児童1人当たりの運営費などがさまざまであり、公費負担額を積算することは難しい状況がございます。以上でございます。

○副議長 菅原 進 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 金子 督登壇〕

○まちづくり局長 金子 督 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、横浜市営地下鉄3号線の延伸についての御質問でございますが、初めに、平成29年度の本市の取り組み内容についてでございますが、本市といたしましては、1,000万円の調査費を予算計上し、横浜市境から新百合ヶ丘駅までの区間において、新線に伴う駅周辺のまちづくりなど、横浜市の調査とあわせて検討を進めてまいります。次に、横浜市の取り組み内容と予算についてでございますが、横浜市交通局が地下鉄3号線延伸の事業候補者として、鉄道事業者の視点で検討の深度化を図るため、1億円の調査費を計上することになったものと伺っております。また、横浜市都市整備局におきましても、調査費として1,000万円を計上し、他の路線とあわせ、充実した鉄道ネットワークの構築に向けた検討を進めるものとしており、その中で地下鉄3号線については、横浜市交通局と連携し、関連するまちづくりについて検討を行うものと伺っております。

次に、JR南武線・横須賀線武蔵小杉駅へのホームドア設置についての御質問でございますが、初めに、武蔵小杉駅におけるホームからの転落事故につきましては、JR東日本によりますと、一月に1件程度は発生していると伺っておりますが、具体的な件数は公表していないとのことでございます。次に、平成29年度に予定しておりますホームドア等整備促進事業費の内訳につきましては、東急電鉄に対しまして、田園都市線溝の口駅へのホームドア設置に対して補助するものでございます。次に、今後の取り組み内容等についてでございますが、JR東日本から2月1日に公表された武蔵小杉駅のカラー・サイコロジー・ラインの整備につきましては、既に設置の完了を確認しておりますが、ホームドア設置を含めたその他の取り組みにつきましては、現在までのところ同社からは具体的な提示はございません。本市といたしましては、ホームドア設置の取り組みは大変重要な施策と考えており、列車運行上の影響などさまざまな課題がございますが、新たなインセンティブを提案するなど、早期設置に向けてJR東日本に対し改めて強く働きかけているところでございます。以上でございます。

○副議長 菅原 進 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 藤倉茂起登壇〕

○建設緑政局長 藤倉茂起 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

等々力硬式野球場改築工事についての御質問でございますが、初めに、旧硬式野球場の新設時及びスタンド増設時の状況についてでございますが、今回の設計時において過去の資料を調査いたしましたところ、廃棄物まじり土等の発生記録はなく、緑地内の他の施設工事におきましても、工期に影響を与えるほどの廃棄物が発生したとの記録はございませんでした。また、設計時には、旧硬式野球場やプールなどの施設があり、調査箇所が限られていたことから、事前に廃棄物まじり土等を把握することは困難でございました。次に、じゃぶじゃぶ池など、他の施設への影響についてでございますが、硬式野球場につきましては、当初予定していた平成30年7月の供用開始が難しい状況でございまして、周辺施設につきましてもスケジュールの見直しが必要な状況となっております。現在、硬式野球場改築工事において、廃棄物の状況や範囲、土質及び地層構成などの調査を進めており、その調査結果に基づき、対策工事の内容を決定し、工事スケジュールの再検討を行うこととしておりますので、じゃぶじゃぶ池等の周辺施設につきましても、あわせて市民の皆様にはスケジュールをお示ししてまいりたいと考えております。次に、陸上競技場第2期整備につきましては、硬式野球場のスケジュール変更等に影響されることなく検討を進めてまいりますが、今後、第2期整備を実施する場合には、既存データの分析を詳細に行い、事前の土質等の調査について最適な方法を検討し、適切に調査設計を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 菅原 進 教育次長。

〔教育次長 西 義行登壇〕

○教育次長 西 義行 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、高等学校奨学金についての御質問でございますが、本奨学金制度は、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒にとって有意義な制度であり、意欲、能力ある生徒が将来社会的に自立するために有効な支援策であると認識しているところでございますので、申請基準を満たした申請者への支給金額が平成29年度予算額を上回った場合には、必要な予算の確保に向けて関係局と協議してまいります。

次に、教職員定数についての御質問でございますが、少人数指導や少人数学級など習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の実施に際しましては、加配定数である指導方法工夫改善定数を使い、必要な人員を配置しております。市費移管後につきましては、基本的には同様の手法をとることとなりますが、加配定数につきましては、本市として国に改善を求めてまいります。また、かわさき教育プランに基づく取り組みの推進や学校現場の課題等の解決に向け、国が提示する加配メニューの中から対応可能なものを選択し、これを積極的に取り入れ、学校教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、臨時的任用職員の確保についての御質問でございますが、臨時的任用職員を希望する方には、事前に教員免許状の写しや卒業証明書等を提出して、臨時的任用職員志

願者として登録していただき、登録者の中から適切な人材を配置しております。近年、児童生徒数の増加に伴い教員数も増加している中、休職や育児休業等により年度途中に臨時的任用職員の任用が必要となる状況がふえております。現在、必要な人員を配置するため、臨時的任用職員の登録者数の増加に向けて積極的に広報活動を行い、登録日の拡充等を図っているところでございますが、配置可能な登録者が十分に確保できているとは言えない状況にあり、速やかな配置が難しい場合も出てきております。平成28年度からは、一部の大学では教員採用説明会の中で臨時的任用職員に関する説明を行い、説明会終了後に登録受け付けを実施するなど、新たな取り組みも始めたところでございます。来年度も引き続き、登録者数をふやすために、募集ポスターの大型化やデジタル掲示板の活用など、広報媒体の拡充について取り組むとともに、登録手続についても見直しを行い、利便性を高め、登録者の確保に努めてまいります。

次に、県立川崎図書館についての御質問でございますが、初めに、県との協議スケジュールについてでございますが、このたび県立川崎図書館の移転に際して、相互に連携及び協力するため、調整会議の設置に関して、今月15日付で県と市の教育長間で協定を締結し、第1回目の会議を20日に開催したところでございます。同日の調整会議では、県立川崎図書館から市立図書館に移管する図書資料や、県立川崎図書館が市立図書館と連携して実施する講座等の詳細な事項については、今年度内に部会を設置し協議していくことなどを確認したところでございますので、具体的な協議スケジュールについても部会において確認してまいります。次に、蔵書の取り扱いについてでございますが、かながわサイエンスパークにおける保管を約30万冊、外部倉庫における保管を約12万冊として、従来どおり、閲覧、貸し出し、レファレンスに対応していくとの説明がございましたので、今後、調整会議の場において、保管方法等具体的な内容について確認するとともに、サービスの質が低下しないよう求めてまいります。次に、やさしい科学コーナーの図書資料についてでございますが、調整会議では、移管したい図書資料に係るリストを部会において提示したいとの説明がございましたので、今後、リスト等の様式、内容等について協議調整を図ってまいりたいと考えております。次に、企画展などの事業についてでございますが、これまで県立川崎図書館で実施されてきた事業については継続して実施していく予定で、事業の縮小は考えていないと伺っており、市立図書館との連携も含め、これまで実施されている事業がさらに充実したものとなるよう、今後、部会において協議調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校擁壁についての御質問でございますが、学校擁壁の安全性については、本年度、国土交通省の宅地擁壁老朽化判定マニュアル案等に準拠し、学校擁壁等の調査委託を実施したところでございます。調査結果につきましては、補修や築造がえなどの対策が必要であると指摘された箇所はございませんでした。以上でございます。

○副議長 菅原 進 織田議員。

○50番 織田勝久 それでは、意見要望と、また再質問をさせていただきたいと思いま

す。

まず最初に障害者スポーツの推進について、これは伊藤副市長に再質問いたします。先ほど、障害者スポーツの推進には市の拠点となる施設が必要という質問に対して、各区スポーツセンターを拠点として活用していくとの答弁をいただきました。これまで我が会派が指摘してきた、市の中核となる拠点施設の設置及び既存の各区スポーツセンターに寄せられた要望や使用上の課題などについては、どのように検討し、今後どのように対応していくのか、取り組みを伺います。

次に、教育長に伺います。本市の高等学校奨学金について伺います。この奨学金は、経済的理由で高校進学が困難な生徒へ支給される大変貴重なものです。先ほど答弁で、申請基準を満たした申請者への支給金額が予算を上回った場合、関係局と協議することですが、平成27年度、平成28年度に支給要件を満たしているにもかかわらず不支給者を多数発生させた失態があることから、この答弁では不安が残ります。要件を満たす対象者への支給が確実に実施できるのか、再度伺っておきます。

あわせて教育長に伺います。子どもの貧困対策と格差の是正の取り組みについてであります。これまでに繰り返し申し上げてまいりましたが、国の子供の貧困対策に関する大綱に示された指標の改善に向けた当面の重点施策には、学校をプラットホームとした総合的な子どもの貧困対策の展開との項目が、教育支援の施策のまず第1に挙げられているわけであります。これまで、主に貧困対策としての学習支援は生活保護世帯を対象とした健康福祉局の事業に依存しており、学校をプラットホームとした子どもの貧困対策の推進にかかわる学習支援に対して、教育委員会が今まで以上に主体的に取り組むことが求められていると考えます。準要保護児童が小学校全体で9.34%、6,752人、準要保護生徒が中学校全体で12.39%、3,623人も在籍している現状を、教育委員会は把握をしているわけであります。まず、この準要保護の児童生徒等を主な対象として、貧困実態把握調査を行うことを提案しますが、見解を伺います。

次に、PFI事業に関連して再質問をいたします。はるひ野小中学校におけるPFI事業者へのモニタリング実施計画の不備について指摘したところですが、本市には、市立小学校の冷房化等事業など、ほかに3つのPFI事業が存在します。それぞれのモニタリングの状況や規定等について再確認すべきです。これについては総務企画局長に伺います。

関連して、中部学校給食センター整備等事業について伺います。PFI事業の代表企業は、現在、立川市の公立校で発生している集団食中毒の原因ではないかと疑いのある学校給食を調理している民間事業者であります。現在、立川市では原因究明が進められていると仄聞いたしますが、この究明の結果、原因等がわかり次第、速やかに民間事業者に対して報告並びに必要なであれば対策を講じるべきと考えます。教育次長の見解を伺います。

次に、財政局長に伺います。減債基金元金の返済について質問をいたします。答弁で

は、可能な限り借入額の圧縮を図るとともに、前倒しも含め早期の解消に努めるとのことでした。12月議会では、収支フレームには総合計画の実現に向けての指針として示されましたが、消費税率引き上げの延期などの歳入見込みの変化や、新たな行政需要が生じるなど、さまざまな環境の変化により、第2期実施計画策定のタイミングにおいて見直しを行うとの答弁もいただいたところであります。減債基金からの借入総額が過去最大の393億円となりますが、当初示された平成34年度からの借入元金を20億円ずつ定額で返済するとの方針に変更はないのか、また、平成29年度に見直される財政フレームに返済予定が明示されるのか伺います。

次に、包括的な連携協定について、市民文化局長に再質問いたします。先ほどの答弁で、平成28年8月の時点で協定締結の件数は288件、うち期間の定めのないものは79件とのことでありました。さらに、本市と契約関係にあるものは25件あり、いずれも随意契約であることも明らかとなりました。今後とも協定締結に当たって確認すべき事項やルール等の周知徹底に努めるとともに、より適切な運用を行っていくための手法や体制等について検討してまいりたいとの答弁をいただきました。改めて、今後取り組むべき課題の整理と方向性について、また、全庁的な一元的管理体制の構築、さらに運用実態の把握のあり方について伺います。以上です。

○副議長 菅原 進 伊藤副市長。

○副市長 伊藤 弘 障害者スポーツについての御質問でございますが、障害のある方が身近な場所で日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進めていくためには、スポーツに取り組む状況等を把握する必要があると考えております。そのため、来年度の第4次かわさきノーマライゼーションプランの改定に向けまして、現在実施しております生活ニーズ調査及びスポーツ推進計画の策定に向け実施いたします市民アンケートなどを活用し、実態の把握を行うとともに、既存資源のあり方や活用について、障害者団体及び川崎市障害者スポーツ協会などの御意見を伺いながら、障害のあるなしにかかわらず、利用しやすい施設となるよう環境整備に努めてまいりたいと存じます。また、利便性の向上に向け、スポーツセンター利用後の取り扱いにつきましては、原状回復を利用者に行っていただくことを原則とするものの、障害の状況等に応じた合理的な配慮につきまして、各施設に周知を行ったところでございます。今後につきましても、市民の方々からいただくさまざまな御意見を丁寧を受けとめながら、障害者のスポーツ環境の向上に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 菅原 進 教育長。

○教育長 渡邊直美 初めに、高等学校奨学金についての御質問でございますが、平成29年度予算案では、平成27年度、平成28年度に申請者数が増加したため、全員に奨学金を支給できなかったことを踏まえ、平成28年度の申請基準を満たした申請者数をもとに、本奨学金制度の充実を図ったところでございます。申請基準を満たした申請者への支給金額が予算額を上回った場合につきましては、必要な予算を確保できるよう、関係

局と協議してまいります。教育委員会といたしましては、協議に当たり、本奨学金制度の趣旨に鑑み、遺漏なきよう積極的に取り組んでまいります。

次に、子どもの貧困対策等への取り組みについての御質問でございますが、現在、こども未来局により川崎市子ども・若者生活調査が実施されており、調査の一環である支援ニーズアンケートにおきましては、生活が困窮していると想定される家庭の就学状況や家庭学習の状況等が把握され、その後、分析、検証が行われる予定となっております、健康福祉局、こども未来局及び教育委員会の3局による子ども・子育て家庭等への支援に関する緊密な連携のもと、まずはこの調査の結果を3局で共有し、効果的な支援につなげていくことが優先課題であると認識しているところでございます。また、教育委員会といたしましては、貧困対策に資する一人一人の教育的ニーズに対応する観点から、児童生徒の生活実態についての把握は大変重要であると考えており、大綱に掲げる教育の支援につながる的確な教育的ニーズの把握方法について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 菅原 進 総務企画局長。

○総務企画局長 加藤順一 PFI事業についての御質問でございますが、PFI事業におけるモニタリング手法等につきましては契約書等において規定しており、多摩スポーツセンター建設等事業並びに市立小学校及び聾学校冷房化等事業につきましては、年間報告や月報などモニタリング結果の報告状況や手法等について、また、本年10月の供用開始を予定しておりますスポーツ・文化複合施設整備等事業につきましては、モニタリング計画書等の規定について再確認したところでございます。今後は、適切な民間活用を図り、安全で良質な公共サービスを提供するため、関係部署と連携し、モニタリング手法の検討など、PFI事業のより適切な運用に向けた取り組みを進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 菅原 進 財政局長。

○財政局長 大村研一 減債基金借入金についての御質問でございますが、収支フレームにつきましては、第2期実施計画の策定とあわせて見直しを行ってまいりますが、その中で、減債基金借入金の返済につきましても、従来の方針どおり計画的に行えるよう検討するとともに、予算執行段階においても、効率的・効果的な執行に努め、可能な限り借入額の圧縮や前倒しの返済に努め、早期の解消を図ってまいります。以上でございます。

○副議長 菅原 進 市民文化局長。

○市民文化局長 唐仁原 晃 企業、大学等との連携協定についての御質問でございますが、協定締結に当たっての相手方選定の合理性や協定期間の明確性、協定締結後に相手方と随意契約を締結する場合の必要性など、留意すべき確認事項を周知徹底するため、改めて各局室区宛てに通知するとともに、庁内向けのホームページに掲載してまいります。また、毎年行っている協定締結状況を照会する際に、協定等に関連した契約の

有無やその契約金額及び契約方法並びに運用実態等の項目を新たに追加するなど、市民文化局において一元的に状況を把握するとともに、適切な運用を促してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 菅原 進 教育次長。

○教育次長 西 義行 中部学校給食センターについての御質問でございますが、学校給食施設は、文部科学省の学校給食衛生管理基準等にのっとり運用が求められ、安全性の確保が最優先であると考えております。このため、本市の学校給食センター整備等事業におきましても、国の基準等の遵守を徹底するとともに、安全で衛生的な食品を製造するための管理方法であるHACCPの概念を取り入れ、衛生管理に万全を期してまいります。なお、他都市の小学校におきまして、給食が原因の食中毒の疑いが発生したことにつきましては、現在、保健所における原因究明が進められていると伺っておりまして、本市といたしましても情報収集に努めているところでございます。今後、検査結果等が公表されるものと存じますが、必要であれば対策を講じてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、本市の学校給食センターの運営に当たりましては、市の職員による的確なモニタリングを実施し、安全・安心な中学校給食を確実に提供してまいります。以上でございます。

○副議長 菅原 進 織田議員。

○50番 織田勝久 それでは、最後に何点か意見要望を申し上げたいと思います。

まず、市職員の再就職について意見要望を申し上げます。我が会派は、これまで再三にわたり繰り返し主張してまいりましたが、現在のような制度では客観性に乏しく不十分であると考えているところであります。まず、本市と利害関係のある団体に所属されている方々が選考委員会のメンバーであることや、また、毎年少なくとも50名以上の退職予定者が選考委員会にて審議されるにもかかわらず、わずか年1回の開催であること、さらに、出資法人から出資法人へ再就職されるについては、過去に幹部職員のあっせんで決定されるような状態があったことは、健全であるとは言えません。総務企画局長の答弁では、他都市事例を調査するとのことでしたので、速やかに着手し、制度の刷新を求めておきます。

次に、行財政改革プログラムについて意見要望を申し上げます。質的改革の柱として、職員と市役所組織の質の向上が明記されております。これについてはプログラム策定段階より定量的な判断が困難なため、実態が曖昧になるのではないかという懸念を主張してまいりました。次年度は、現行財政改革プログラムの最終年度になるわけですが、市職員の質的改革の基礎となる人材育成基本計画をいまだ十分に知悉していない管理職がほとんどとお見受けをいたします。まず、基本から徹底するように求めておきます。また、行財政改革の効果として示されているもののうち、文言で示されているものについては内容が曖昧なものが多く、行政改革マネジメント推進室と原局双方とも曖昧なまま継続事業として扱い、結果として施策の効果が出ているのか不明瞭なものも多く散見

されます。行政改革マネジメント室と原局の連携をより一層深め、施策の効果の明確化を図るように要望しておきます。

次に、ヘイトスピーチについて意見要望を申し上げます。公的施設の利用に関するガイドラインについては、秋ごろをめどに策定すると市長から答弁をいただきました。初めて議会において時期について明確にされたわけですので、重みを持って受けとめたいと思います。パブリックコメント手続、議会に示す時期については明確にされませんでした。当然次の議会ではガイドライン案について示していただけるものと理解をしておきます。その上で、制定すべき条例についてであります。ガイドラインについては、市民の皆様の見解を伺うということです。ぜひ条例についてもあわせて市民の見解を聞いていただきたいと思います。神奈川県弁護士会からも、ヘイトスピーチ条例促進の会長声明が示されると伺っております。ぜひ幅広く市民の見解を伺うように、改めて要望いたしておきます。

次に、歯科保健事業における新たな健康づくりの取り組みについて意見要望を申し上げます。本事業に自己負担額を設定することで、健診受診率への影響を懸念する関係者の声も仄聞するところであります。今回の質疑では、成人検診システムの改修に伴うデータの活用や、本事業の健診受診者に対する継続的な調査により、事業効果の検証を行うとともに、受診率等その目標値の設定を図る旨、答弁されております。その検証内容や目標値の達成状況を踏まえ、本事業の運用実態を今後も注視してまいりたいと存じます。

次に、地域包括ケアシステムに関連して意見要望を申し上げます。地域包括ケアシステムに求められている最優先課題は、個別支援の強化であると認識をしております。精神障害の方々の地域移行に伴うさまざまな諸課題、希望しながら施設入所できない高齢者の方々などの個別支援の課題、さらには認知症の方々への対処など、家族だけの対応が限界に達している深刻さが顕在化しており、もはや時間的な猶予はありません。平成29年度からは、いよいよ課題解決に向けての個別の実践事例が求められます。しっかりと推移を注視してまいりたいと思います。

医療と介護の連携につきましては、モデル事例での実践を提案してまいりました。引き続きの検討を要望しておきます。

次に、J R南武線・横須賀線武蔵小杉駅へのホームドア設置について意見要望を申し上げます。答弁から類推いたしますと、J R武蔵小杉駅では、駅員が把握する転落事故だけで年間で12件程度起きているということであります。仄聞いたしますと、市長は年初のインタビューの後、J R東日本の社長と面会し、ホームドア設置へのインセンティブについて提言をされたと伺っております。しかしながら、先方からはいまだこの武蔵小杉駅両ホームについて具体的な動きはないとの答弁でありました。また、このインセンティブの内容も具体的になっておらず、これから庁内で精査をすることであります。本市内J Rの駅ホームドア設置については、4年後の2021年度以降

によりやく初めて川崎市で行う予定と示されています。この武蔵小杉駅につきましては、その前の整備が図られるよう対応を強く要望しておきたいと思えます。

次に、夢見ヶ崎動物公園について意見要望を申し上げます。今回、市長より、緑の基本計画の平成29年度末の改定にあわせ、夢見ヶ崎動物公園基本計画の策定を進めているとの御答弁をいただきました。開園から40年以上が経過し、園内は老朽化が著しい施設も多く、市内唯一の動物公園として緑豊かな環境で動物と身近に触れ合い、市民の皆様楽しんでいただけるよう取り組むという前向きな答弁をいただきましたので、スピード感を持って実現していただくことを強く要望しておきます。

次に、県立川崎図書館について意見要望を申し上げます。県立川崎図書館の移転に向けて調整会議が設置されたことは一歩前進と評価してまいりたいと思えます。今後、具体的な協議が始まるわけでありすけれども、その前段に1点、教育長に申し上げておきたいと思えます。本市は、移転問題について一言も現在の地から今の図書館が出ていくようにと県へ言ったことはないということを、県側にしっかりと確認した上で協議に入っていただくように、改めて教育長に強く要望しておきたいと思えます。

次に、包括外部監査からの指摘事項について、教育委員会に意見要望を申し上げます。我が会派は、平成26年、平成27年と継続して教育委員会が所管するPFI事業について、モニタリングの重要性と職員のスキルアップを指摘してまいりました。にもかかわらず、モニタリング実施計画の有無など再確認を怠っていた事実については、職務の怠慢と組織の質的改革が進んでいない証左と言わざるを得ません。また、本事業に関する案件は、これまで数回議案として上程され、既に議決をしてきたわけでありす。当局の誠実な答弁と正確な情報を前提に採決に臨んでいる議会としては、大変遺憾、残念であるとともに、適当に対応してきたともとれる管理職の責任はまことに重大と考えます。教育委員会の意識改革と再発防止を強く求めておきます。

あとは委員会に譲り、質疑を終わります。ありがとうございました。